

件名	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	消防本部 消防総務室
----	----------------------------	---------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成29年政令第57号）が平成29年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されました。

公務災害により支給される損害補償の算定の基礎となる額（以下「補償基礎額」といいます。）については、一定の要件を満たす扶養親族がある場合には加算を行うこととなっており、当該加算額及び加算の対象については、消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「基準政令」といいます。）で定める基準に従い条例で定めることとされていることから、補償基礎額について、改正後の基準政令の規定と同様の取扱いとするため、所要の改正を行ったものです。

なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日付けで専決処分したものです。

2 改正内容

補償基礎額について、一定の要件を満たす扶養親族がある場合の加算額及び加算の対象を次のとおり改めました。 < 第5条関係 >

区分		配偶者 （婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	満60歳以上の父母及び祖父母	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
現行	加算額	433円	217円		217円	217円	217円
	配偶者がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）		367円		367円	367円	367円
改正後	加算額	<u>333円</u>	<u>267円</u>	217円	217円	217円	217円
	配偶者がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）		<u>333円</u>				
	配偶者及び扶養親族に係る子がない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）			<u>300円</u>	<u>300円</u>	<u>300円</u>	<u>300円</u>

―部が改正箇所

3 その他

施行日は、平成29年4月1日としました。

亀山市条例第 16 号

亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

亀山市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年亀山市条例第 149 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第 2 号中「にあつては」を「には」に改め、同条第 3 項中「によつて」を「により」に、「433 円」を「333 円」に改め、「第 2 号」の次に「に該当する扶養親族については 1 人につき 267 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち 1 人については 333 円）を、第 3 号」を加え、「第 5 号」を「第 6 号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367 円」を「300 円」に改め、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
第 5 条第 4 項中「満 15 歳」を「15 歳」に、「満 22 歳」を「22 歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀山市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた亀山市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び

同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。